

平成28年第4回瑞穂市議会定例会提出議案

平成28年11月25日

【行政報告】

報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償)

瑞穂市役所第1駐車場内において、縦列駐車するために移動していた公用車と後方から前進してきた車両が接触した事故について、市の過失割合を4割として賠償額を定めることにつき専決処分したものの。

【議案】

1. 条例改正	7件
2. 補正予算	6件
合計	13件

議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第244号)の公布に基づき、文部科学省より共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に伴う通知を受け、市条例の改正を行うもの。

議案第74号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)による個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスにおいて印鑑登録証明書の交付を行うため、市条例の改正を行うもの。

議案第75号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、瑞穂市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市関係条例の改正を行うもの。

議案第76号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

幼稚園長事務嘱託員を新たに設置し、及び投票管理者等の報酬を改定するため、市条例の改正を行うもの。

議案第77号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第78号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の公布に伴い、市条例の改正を行うもの。

議案第79号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ172,095千円を追加し、歳入歳出予算総額を18,388,846千円とするもの。

主な内容

<歳入>	市税	61,339	<歳出>	議会費	1,460
	国庫支出金	130,302		総務費	22,996
	県支出金	10,731		民生費	63,032
	財産収入	1,776		衛生費	1,037
	寄附金	207		農林水産業費	6,075
	繰入金	159,000		商工費	0
	諸収入	52,040		土木費	151,010
	市債	74,700		消防費	10,608
	合計	172,095		教育費	21,177
				公債費	1,884
				合計	172,095

議案第80号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出それぞれ673千円を減額し、歳入歳出予算総額を6,127,517千円とするもの。

主な内容

<歳入>	国民健康保険税	4	<歳出>	総務費	677
	国庫支出金	369		後期高齢者納付金等	4
	繰入金	1,046		合計	673
	合計	673			

議案第81号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ63千円を追加し、歳入歳出予算総額を451,891千円とするもの。

主な内容

<歳入>	後期高齢者医療保険料	63	<歳出>	保険事業費	63
	合計	63		合計	63

議案第82号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ106千円を追加し、歳入歳出予算総額を303,405千円とするもの。

主な内容

<歳入>	諸収入	106	<歳出>	給食事業費	106
	合計	106		合計	106

議案第83号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ40千円を追加し、歳入歳出予算総額を370,856千円とするもの。

主な内容

<歳入>	繰入金	40	<歳出>	総務費	40
	合計	40		合計	40

議案第84号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

収益的支出の予定額を54千円減額し、総額を452,830千円とするもの。
資本的支出の予定額を96,282千円減額し、総額を845,494千円とするもの。

議案第85号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

民間給与との較差に基づく人事院勧告(平成28年8月8日付)に伴い、市職員の給料表、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の改定をするため、市関係条例の改正を行うもの。